

【フライト情報（10月11日ハバナ発マドリード行きイベリア航空臨時便）】

●10月11日にハバナ発マドリード行きイベリア航空臨時便の運航が予定されています。

10月11日 21:50 ハバナ発（IB6620）
12日 13:15 マドリード着

●現在、スペインでは中南米諸国（ウルグアイを除く）からの当該国居住者の入国を認めていませんので、マドリッドで乗り換えて帰国する場合は、入国手続きなしで乗換えのできるシェンゲン協定域外に向かう便を利用する必要があります。

●現在、マドリッドから日本への直行便は運行していませんが、シェンゲン協定域外を経由（乗り換え）して帰国する場合は、マドリッド→（BA、IB）→ロンドン→（BA、JL）→羽田、マドリッド→（QA）→ドーハ→（QA）→成田といったルートがありますので、イベリア航空臨時便の発着時刻に合わせて、フライトをご検討ください。

【ご参考：経由地留意事項】

ロンドンを経由される方

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/londontransit.html

ドーハを経由される方

https://www.qa.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00269.html

●なお、この場合、キューバにおいてハバナから日本（羽田又は成田）まで通しの搭乗券が発券されていること、預け荷物がある場合は日本の到着空港までスルー扱いになっていることが必要条件になります。この条件が満たされていない場合は、マドリッドの空港で再チェックインが必要となりますが、スペインへの入国手続きを伴うため、当該便は利用できない点にご注意ください。詳しくはイベリア航空事務所にご確認ください。

●予約をご希望の方は、これらの留意点を確認した上で、イベリア航空キューバ事務所に直接お電話でご予約ください。同事務所の本9日の電話受付時間は9:00-16:00、明10日は9:00-12:00となっております。なお、本9日正午時点で残り席数は10席程度です。

電話番号：+53-7204-3454
+53-7204-3444
+53-7204-3460

●その他、経由地における新型コロナウイルスの感染状況や移動制限措置などについてもご自身でご確認の上、キューバ出国までに全ての便を手配してください。

また、ご予約をされた方は、在キューバ日本国大使館領事班まで

（consulado@hv.mofa.go.jp）

（1）氏名（旅券に記載されているアルファベット）

（2）生年月日

- (3) 性別
- (4) パスポート番号
- (5) パスポートの有効期限
- (6) ハバナから日本までのフライトスケジュール（航空会社，発着日時，便名）
- (7) （利用される方は）経由地の宿泊先ホテル名，宿泊日
- (8) 経由地で連絡の取れるメールアドレス、電話番号、WhatsApp 等

を知らせ下さいますようご協力をお願い致します。

日本到着時には必ず検疫が実施されます。検疫等の措置については、以下の厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

詳細については以下をご確認ください。（厚生労働省 HP「水際対策の抜本的強化に関する Q&A」）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

在キューバ日本国大使館

領事・警備班

電話（＋５３） ７ ２ ０ ４－３ ３ ５ ５、緊急時（＋５３） ５ ２ ７ ９－８ ８ １ ８

ホームページ：https://www.cu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Facebook: <https://www.facebook.com/EmbajadaJapon.Cuba/>